## 木更津市環境保全条例 特定施設 ばい煙・粉塵・悪臭 別表第1の1(第4条関係)

קיים.	表第1の1(第4条関係)	
	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	備考
	ア・乾燥施設	次に掲げる施設は除く。
1	イ 粉砕施設	1 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項
	ウ たん白質分解施設	【に規定するばい煙発生施設、同条第9項に規定する一般 【粉じん発生施設及び同条第10項に規定する特定粉じん
	繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの	発生施設
	ア樹脂加工施設	
2	イ 漂白施設	2 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項に
	ウ 植毛施設	規定する鉱山に設置される施設
	工 製綿施設	
	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	3 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に
	ア タール又はアスファルト合浸施設	規定するガス工作物
	イ 吹付塗装施設	
3	ウ くん蒸施設	4 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項
3	工 漂白施設	第16号に規定する電気工作物
	才 切断施設	
	力 粉砕施設	
	キ 研削施設	
	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	1
4	ア グラビア印刷施設	
	イ 金属板印刷施設	
	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	1
	ア 反応施設	
	イ 精製施設	
	ウ 抽出施設	
	工 電解施設	
	オ 重合施設	
	カ 蒸発濃縮施設	
5	キ 乾燥施設	
	ク 焙焼施設	
	ケ 粉砕施設	
	コ 造粒施設	
	サ 混合施設	
	シ 分解施設	
	ス 合成施設	
	セ 蒸留施設	
	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	1
6	ア 加硫施設	
	イ 混練施設	
	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	ア 粉砕施設	
	イ 混合施設	
	ウ 溶融施設	
7	工 焼成施設	
	才 乾燥施設	
	力 研摩施設	
	キ 選別施設	
	ク 粉体用コンベヤー施設	4
	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	ア非鉄金属溶融施設	
	イ 溶融メッキ施設	
	ウ 電気メッキ施設	
	工 酸洗施設	
	オ エッチング施設	
8	力 吹付塗装施設	
	キ 乾燥焼付施設	
	ク 粉砕施設	
	ケ配合施設	
	コ 電解施設	
	サ精錬施設	
	シ 研摩施設	
	ス 粉体用コンベヤー施設	1
	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	ア 吹付塗装施設	
9	イ 乾燥焼付施設	
-	ウ 電気メッキ施設	
	•	
	エ 貝がらの粉砕施設	